

# 市川市南消防署

## 建替え基本構想・基本計画

市川市消防局

# 目次

1	はじめに	1
2	基本方針	2
3	現状	3
4	建設地及び配置計画の検討	5
5	施設整備方針	16
6	事業計画	27

## 1. はじめに

### ■ 目的

現庁舎は、昭和53年に竣工し、築年数が47年を経過しており、平成21年度に耐震補強工事を施し、国土交通省が定める総合耐震基準は満たしているが、庁舎や設備ともに老朽化が進んだ建物である。さらに、車両の増加及び大型化により、現行の広さでは車両を安全に配置することが困難であることから、他の場所での建設を検討する必要がある。

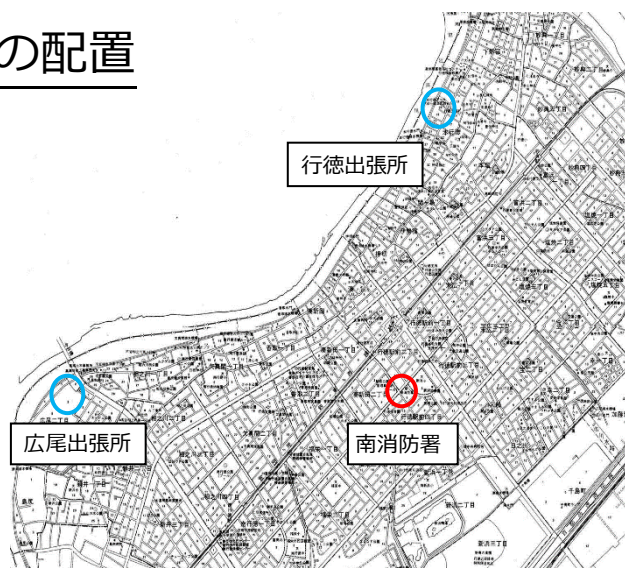
この、「市川市南消防署建替え基本構想・基本計画」は、新南消防署庁舎の建設に向けた基本的な計画を提示するものである。市川市消防局では市民の皆様の期待と信頼に応えるべく、消防組織の基盤強化に努めるとともに、消防救急体制の充実や予防体制の強化を図り、安全・安心なまちづくりを目指すものとする。

### ■ 行徳地域

市川市南部に位置する行徳地域は、国道357号線、首都高速湾岸線、東京メトロ東西線、JR京葉線などの交通網があり、都心へのアクセスが容易で利便性に優れている。

また、JR京葉線沿線、首都高速湾岸線の周辺は工場地帯となっており、様々な企業の工場及び倉庫が立ち並ぶ物流の拠点となる。さらに東部の沿岸部は石油コンビナート地帯で、京葉臨海北部地区に指定されている。

### ■ 消防署、出張所の配置



## 2. 基本方針



- 1 災害現場を想定した実践的な訓練施設のある消防庁舎
- 2 行徳地域の防災拠点となる耐震性に優れた消防庁舎



- 3 大規模災害において消防活動拠点として消防力を発揮できる消防庁舎
- 4 高潮・浸水被害を想定し変電設備などを上層階に配置した消防庁舎



- 5 多様な人々が利用することを考慮したユニバーサルデザイン
- 6 救命講習会を実施できる多目的ホールを設置し、学びを通して救命の輪を広げる施設



- 7 地域の街並みに合わせた景観づくり
- 8 省エネルギー化を考慮した環境にやさしい消防庁舎



- 9 職員が安全・安心に勤務できる、職場環境に配慮した消防庁舎
- 10 女性専用の職場環境に配慮したスペースを確保し、女性が安心して働くことができる消防庁舎

### 3. 現状

#### ■ 現状の課題

現在の南消防署は、行徳地域のほぼ中心部に位置し、防災拠点施設として適正な場所ではあるが、昭和53年に竣工され、給排水管設備・電気設備の故障が頻発するなど、庁舎全体の老朽化が著しいだけでなく、敷地面積が狭く、消防車や救急車を適正に配置する車庫や来庁者の駐車スペース、消防職員の災害活動能力を向上させる訓練スペース等が確保できていない状況である。

#### 現南消防署の概要

項目		内容
住 所		市川市行徳駅前4丁目6番19号
建築年月日		昭和53年4月1日
建ぺい率/容積率		60%/200%
敷地面積/建築面積/延べ面積		970.92㎡/471.99㎡/1332.75㎡
構造/階数		鉄骨造/地上3階
地域地区	都市計画区域	区域内
	市街化区域等	市街化区域
	用途地域	第二種中高層住居専用地域
	防火指定	建築基準法第22条指定区域
	高さ制限	無し
	高度地区	第2種高度地区

## ■ 庁舎の様子

天井の剥がれ



床面の剥がれ



車庫から車両がはみ出している



柱の後ろに駐車（出動しづらい）



来庁者駐車スペース(1台のみ)



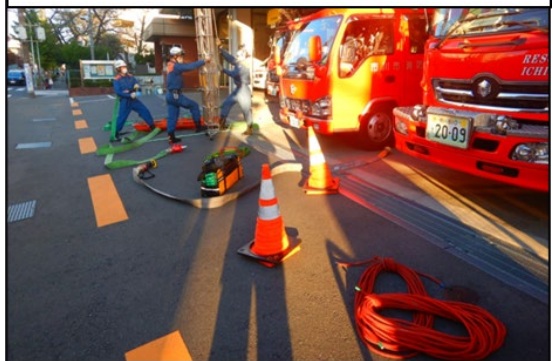
庁舎入口（スロープ無し）



訓練スペース（庁舎裏）



訓練スペース（庁舎前）



↑ 点線は歩道との境界線

## 4. 建設地及び配置計画の検討

### ■ 南消防署に必要な敷地面積の検討

建設地の検討をするうえで、まずは、現在の南消防署に配備されている車両、来客スペース等を考慮した場合、どのくらいの敷地面積が必要であるのか調査をしました。

まず、建築面積について、現在、南消防署に配置している車両12台の全長及び幅員を踏まえ、各車両のドアを出動時に同時開放できるよう、車両間は2mの幅をとって配備すると、車庫は、最低500～600㎡必要となる。また、車庫に加え、エレベーターホールや階段、トイレの他、消毒室、ボンベ庫など1階に必要な施設を配置すると最低でも1,000㎡が必要となる。

さらに、車庫前の旋回スペース、来庁者用の駐輪、駐車スペース、消防職員の訓練スペース及び「市川市環境保全条例」の緑地の設置を考慮すると、敷地面積は最低でも約2,000㎡必要となることを確認した。



## ■建設地の検討

### 案1 現南消防署の建替え

現在の南消防署での建替えとなると、500㎡以上の事業区域で高さが10mを超える建築物となるので、「市川市環境保全条例」に係る緑地を建物周囲に整備する必要があり、併せて訓練施設及び来庁者用の駐車場を整備するためには、現在の南消防署より小さい規模の庁舎となってしまふ。そのため、隣接の土地を取得し、敷地を拡張することを検討したが、隣接の土地と併せても訓練施設及び来庁者用の駐車場等に必要な敷地面積2,000㎡には至らないため、建替えは不可能である。

### 案2 行徳支所との合併

行徳地域は南消防署を中心とした消防警備上有効な配置になっており、行徳出張所、広尾出張所の1消防署2出張所体制になっている。現在の行徳支所と南消防署を合築して建設した場合、行徳出張所との距離が近づくことから、消防署所の配置に偏りが出ることとなり、消防警備上望ましくない。

案1 【現在の場所での建替え】	案2 【行徳支所との合併】
	

### 案3 市有地の活用（塩浜学園南側他）

行徳地域の南部に位置し、消防署所の配置バランスに偏りが出る。火災、救急などの災害の多くは人為的要因により発生しており、特に人口が多く災害発生リスクの高い行徳地区中心部に消防署がなくなることは、消防警備上望ましくない。その他、塩浜2丁目のまちづくり計画地である市有地の活用を検討したが、同様の理由から消防署の建築地としては望ましくない。

### 案4 県所有地の活用（江戸川第1終末処理場他）

当該用地は、千葉県にて既に終末処置場として再整備計画が決定しており、恒久的な貸し出しや長期使用については、困難であり、譲渡することはできないと千葉県から回答があった。その他、江戸川第2終末処理場、（仮）行徳富士、新浜2丁目県所有地の3箇所を検討したが、いずれも同様の理由から断念した。



## 案5 民有地の活用

民間駐車場（入船）、物流会社跡地（加藤新田）を検討したが、既に売却済みであった。また、民間駐車場（入船）は他に3箇所、さらに、病院跡地（行徳駅前）についても検討したが、いずれも建て替えに必要となる面積に至らない。

## 案6 公園の一部を活用（行徳駅前公園他）

行徳駅前公園は現南消防署と市道を挟んで隣接しており、かつ、行徳地域の中心部に位置していることから消防警備上有効な配置であると言える。しかしながら、公園の一部を消防署にするということは市民の憩いの場が減少してしまい、公園を利用する市民にとっては大きな損失となる。また、公園を一部廃止した場合、これに替わる代替公園用地の確保が必要になる。さらに、都市計画法上の公園であることから、変更となると事務手続きにも時間を要すことから、早期の建替えを目指す南消防署の候補地としては望ましくない。その他、塩焼中央公園、ガーデナ広場白妙公園、行徳南部公園の3箇所検討したが、同様の理由から消防署の建築地としては望ましくない。

※案5は民有地のため省略とする。



## 案7 新浜幼稚園跡地の活用

令和7年度末に閉園する新浜幼稚園跡地（以下、跡地という。）は現南消防署から東へ約170mとほど近く、行徳地域の中心部に位置し、消防警備上有効な配置であると言える。跡地の敷地面積は約2,000㎡あり、新南消防署の建設に必要な敷地面積を満たしている。また、消防庁舎の配置形状は主要道路に車庫が面することになり、出動車両の動線がよくなる。さらに行徳駅前通りへ迅速に出動できるため、南下すると国道357号線や工場地帯へ、北上すれば、主要地方道市川浦安線（バイパス）へ出ることができ、主要道路へのアクセスが非常に良い。



### 【検討結果】

消防力の整備指針では「消防活動の対象となる事象は、火災、救急、救助等広範囲にわたり、その多くが人為的要因により発生していることから、消防署の設置については、ある程度人口の集中した地域に設置することが適当であり、消防行政に対する費用対効果も考慮し、市街地に設置することが適当」とされているが、より最適な候補地を検討した。

その結果、案7が消防警備上、最も有効な配置であり、車両のスペース、訓練施設及び来庁者用駐車場を確保できるなど、消防署として必要な敷地面積を確保できることから、新浜幼稚園跡地を建設地として計画することとした。

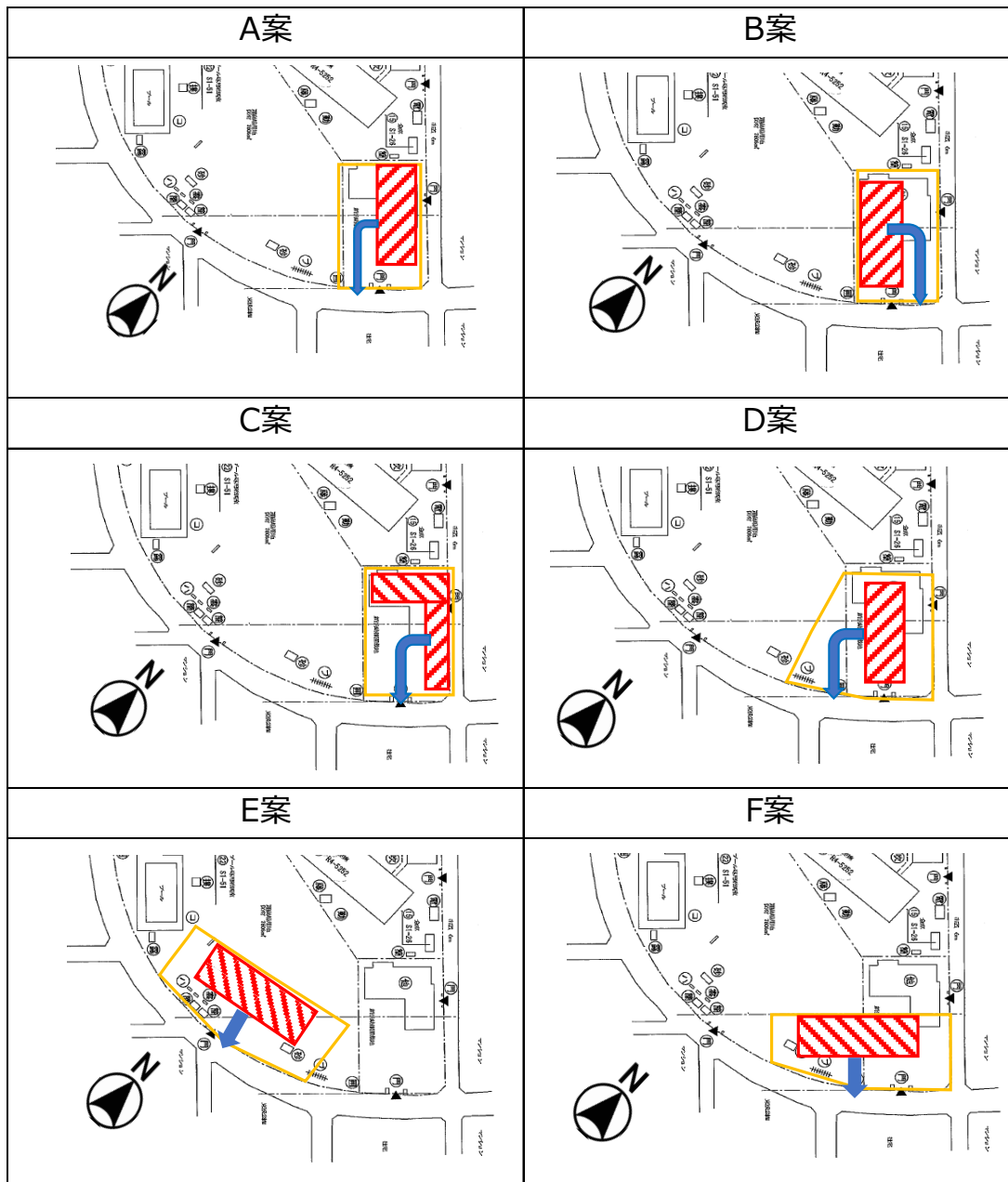
## ■ 配置計画の検討

新浜幼稚園閉園後の跡地をそのまま利用すると、車庫前が狭く、大型車両の旋回が困難となる。

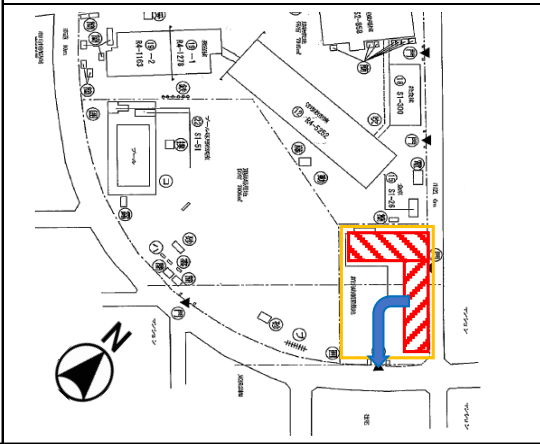
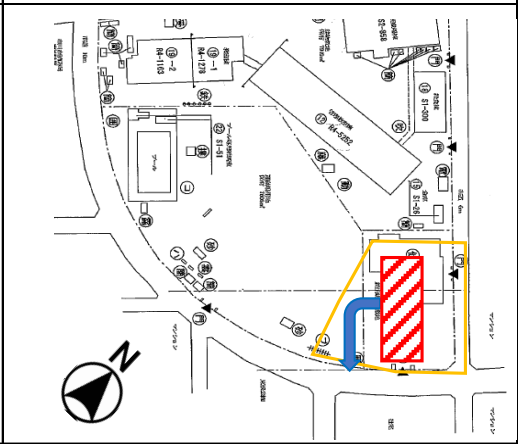
また、主要道路に面した出入り口の間口が狭く、築山や樹木などにより、見通しが良くないことから、交通事故リスクが懸念される。

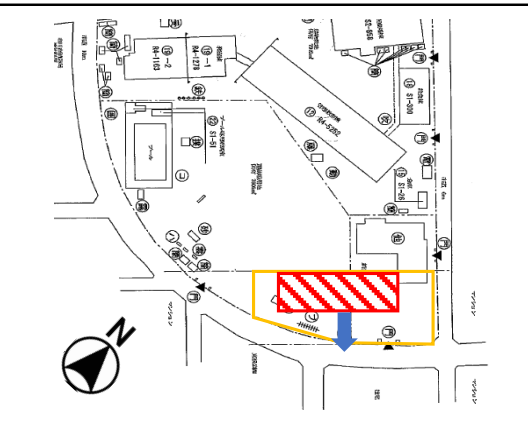
よって、新浜小学校のグラウンドを含めた配置計画を検討した。

## ■ 配置比較表



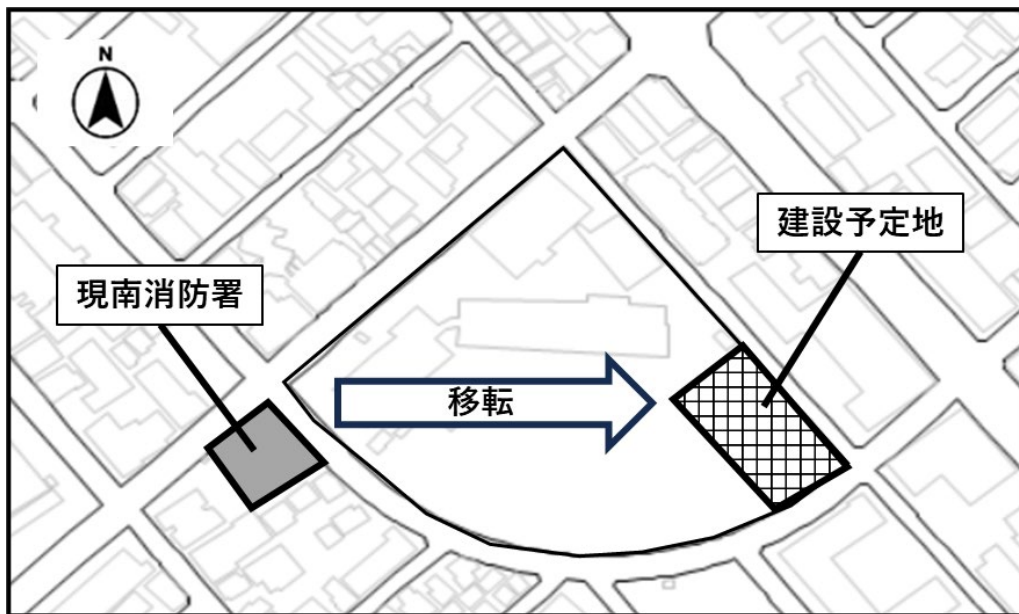
配置図	A案		B案	
				
動線	×	<ul style="list-style-type: none"> <li>・左へ曲がるように南側道路へ。</li> <li>・大型車の旋回が困難。</li> </ul>	×	<ul style="list-style-type: none"> <li>・右へ曲がるように南側道路へ。</li> <li>・大型車の旋回が困難。</li> </ul>
車両配置	○	緊急車両を横並びに配置することができる。	○	緊急車両を横並びに配置することができる。
駐車場 (来庁者)	△	消防車両などと動線が干渉するため確保が困難。	○	確保が可能。
日照	△	敷地北東側住民の日照減。 新浜小学校のグラウンド及び校舎が朝、日影となる。	△	敷地北東側住民の日照減。 新浜小学校のグラウンド及び校舎が朝、日影となる。
その他	△	訓練スペースの確保が困難。	△	訓練スペースの確保が困難。
総合評価	△		△	

配置図	C案		D案	
				
動線	×	・左へ曲がるように南側道路へ。	△	・左へ曲がるように南側道路へ
車両配置	○	緊急車両を横並びに配置することができる。	○	緊急車両を横並びに配置することができる。
駐車場 (来庁者)	△	消防車両などと動線が干渉するため確保が困難。	○	確保が可能。
日照	△	敷地北東側住民の日照減。 新浜小学校のグラウンド及び校舎が朝、日影となる。	△	敷地北東側住民の日照減。 新浜小学校のグラウンド及び校舎が朝、日影となる。
その他	△	・訓練スペースの確保が困難。	×	・新浜小学校グラウンドの面積が少なくなる。 ・新浜小学校のグラウンドの形状が変わる。 ・新浜小学校のグラウンド内の遊具や樹木の移設が必要。
総合評価	×		△	

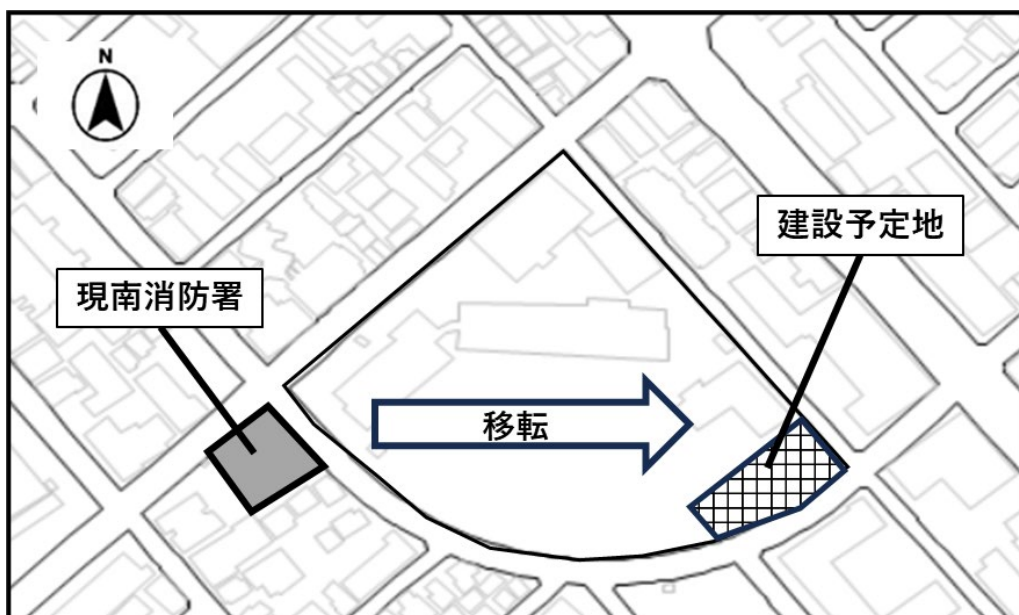
配置図	E案		F案	
				
動線	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>・南側道路へ直進。</li> <li>・直進で出動できる。</li> <li>・車庫前を広くとれるので、大型車の旋回が可能。</li> </ul>	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>・南側道路へ直進。</li> <li>・直進で出動できる。</li> <li>・車庫前を広くとれるので、大型車の旋回が可能。</li> </ul>
車両配置	○	緊急車両を横並びに配置することができる。	○	緊急車両を横並びに配置することができる。
駐車場 (来庁者)	○	確保が可能。	○	確保が可能。
日照	×	新浜小学校のグラウンドが朝、日中、夕方、日影となる。	△	敷地北東側住民の日照減。 新浜小学校のグラウンド及び校舎が朝、日影となる。
その他	△	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新浜小学校のグラウンドの形状が変わる。</li> <li>・新浜小学校のグラウンド内の遊具や樹木の移設が必要。</li> </ul>	△	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新浜小学校のグラウンドの形状が変わる。</li> <li>・新浜小学校のグラウンド内の遊具や樹木の移設が必要。</li> </ul>
総合評価	△		○	

## 【検討結果】

車両の動線や配置など、災害出動時の安全性と迅速性を確保するとともに、新浜小学校や周辺建物への日照の影響、隊員の訓練スペースの確保、来庁者の利便性、さらに新浜小学校の児童への配慮および交通安全対策など、様々な要因を総合的に比較・検討した結果、新浜幼稚園と新浜小学校の敷地の一部を変更し、消防署の敷地が南側市道に広く面する配置としたF案とした。



↓ 検討結果



## ■ 建築制限等

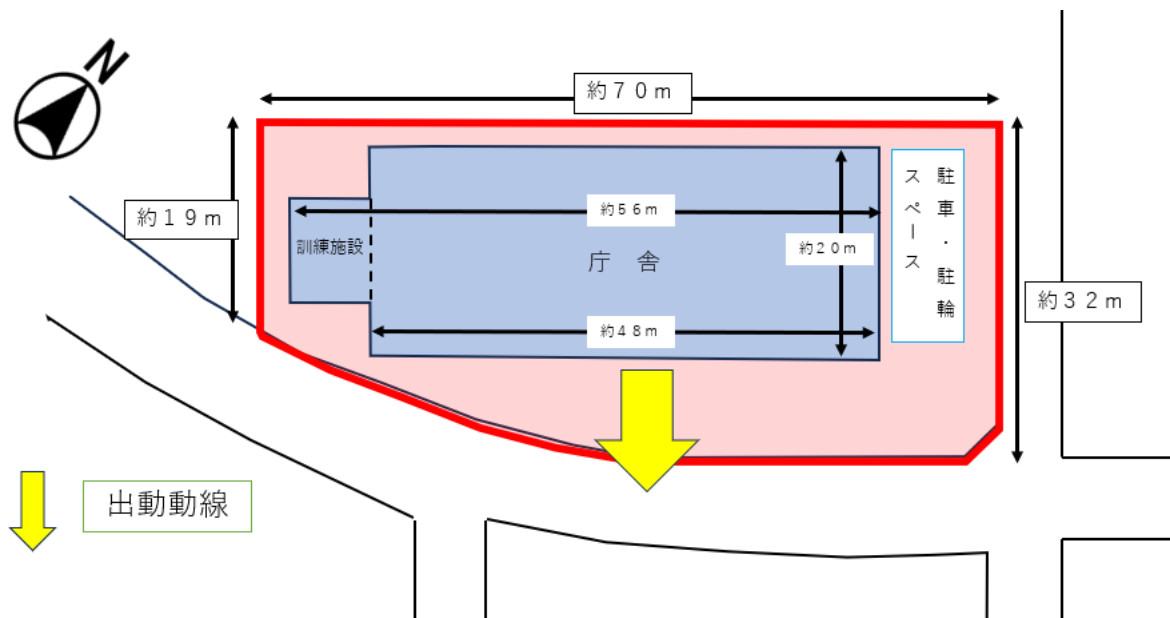
項 目		内 容
住 所		市川市行徳駅前4丁目5番
敷地面積		約2,000㎡
建ぺい率		60%
容 積 率		200%
地域地区	都市計画区域	区域内
	市街化区域等	市街化区域
	用途地域	第二種中高層住居専用地域
	防火指定	建築基準法第22条指定区域
	高さ制限	無し
	高度地区	第2種高度地区
	日影の制限	境界線から 5mを超え10m以内～ 4.0時間 境界線から10mを超える 2.5時間

## 5. 施設整備方針

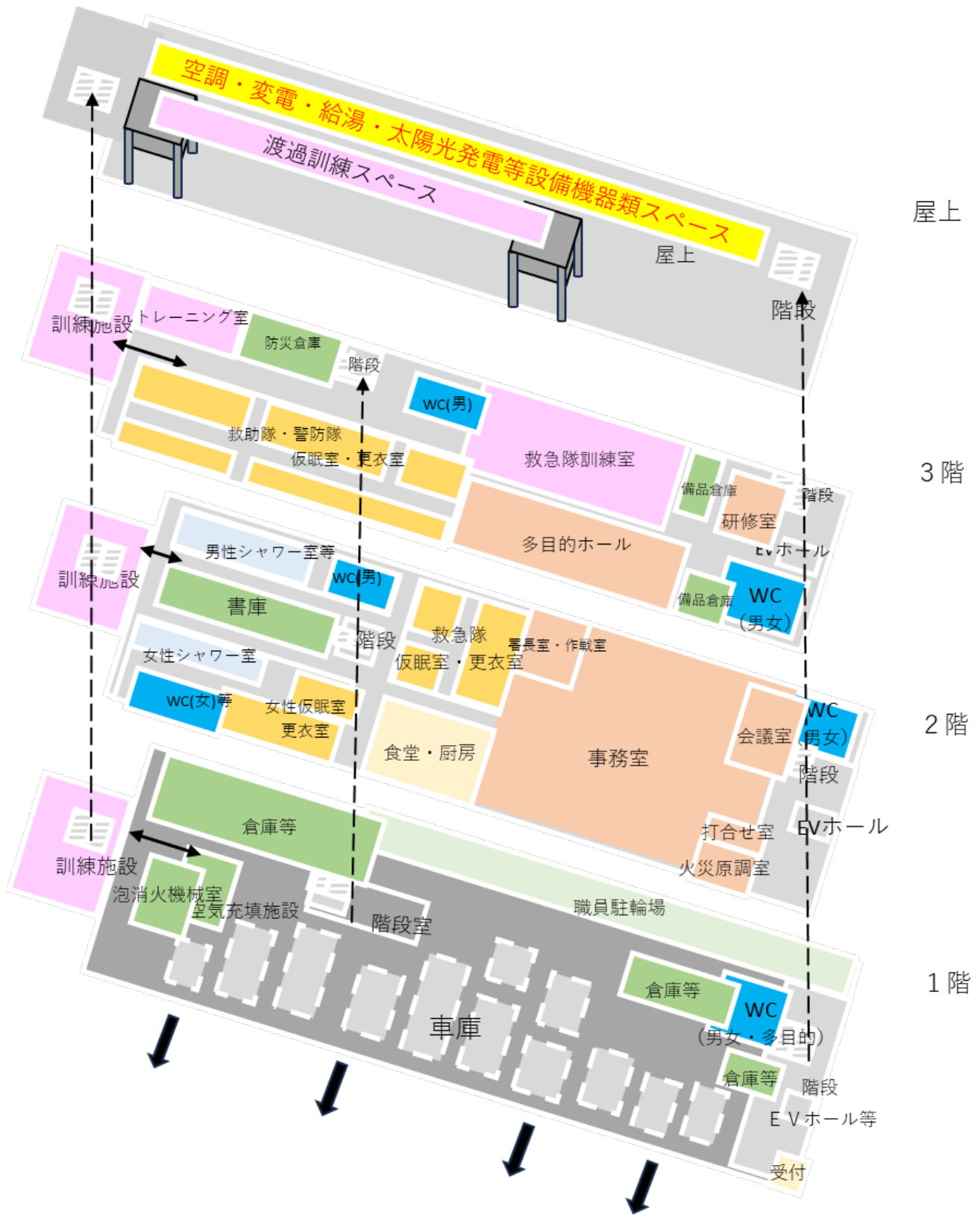
### ■ 庁舎配置詳細図及び動線イメージ

庁舎は、3階建てとし、訓練施設を併設した耐火構造の建物とする。

庁舎の配置は、消防車両の出動動線を南側の市道とすることから、同市道に対して東西方向に広く面した配置とする。



# ■ 庁舎階層のゾーニング



## ■ 各施設必要面積（1F）

1F 1040 ㎡	車庫	565 ㎡	配備車両一覧の各車両が駐車できるスペースをとる。床面は、防塵、耐候性を考慮し、滑りにくい仕様とする。階高は5m以上とする。車両、資機材手入れ用に水栓設備を2台（うち1台は高圧洗浄できる設備）及び洗濯機パン1台設置し、排気ガス、湿気対策用の設備を設ける。シャッターは、開閉折り戸とし、電動でも手動でも動作できるものとする。防火衣専用ロッカーを60名分配置できるものとする。
	庁舎入口・受付・風除室・エレベーターホール・屋内階段	80 ㎡	庁舎入口は風除室を設け、屋内階段及びエレベーターまでの動線は、来庁者に配慮した設計とする。エレベーターホールは、車庫に隣接させ、屋内階段から車庫までの動線に出動指令端末を設ける。また、車椅子が乗降可能なエレベーターを1台、災害支援型自動販売機を1台設置する。受付は、外部を見渡せる位置とする。多目的トイレと車庫を隣接させ、ストレッチャーが多目的トイレまで移動できる動線を確保すること。
	屋内階段室（職員専用）	15 ㎡	仮眠室から速やかに出動できる位置とし、車庫までの動線に出動指令端末を設ける。
	トイレ・洗面所（男・女）	40 ㎡	来庁者と職員は兼用。男子トイレは、小便器3台、個室3室、女子トイレは、個室3室とし、個室は、全て温水洗浄暖房便座付きの洋式、手洗いは、節水型自動水栓とする。
	多目的トイレ	10 ㎡	オストメイト、ユニバーサルシートを設置する。車椅子が出入りできるスペースを確保する。
	防火衣洗濯乾燥室	40 ㎡	車庫に隣接させ、防火衣が洗濯できる大型洗濯機、防火衣を乾燥させる設備、オゾン水を用いた防火衣洗浄用シャワー設備、防火衣20着干せるスペースと物干しバー用のフックを設ける。
	警防資機材庫	40 ㎡	車庫に隣接させ、高温多湿とならないような環境で、車両装備品、救助用資機材等の警防資機材を保管する棚を設ける。
	救急資機材庫	20 ㎡	車庫に隣接させ、高温多湿とならないような環境で、車両装備品、感染防止資材、薬品等の救急資機材を保管する棚を設ける。
	消毒室	14 ㎡	救急隊帰署後、速やかにストレッチャー等を洗浄、消毒できる位置とする。框付きの洗浄スペース、手洗い用、資機材消毒用の2層シンク、洗浄した資機材を滅菌するための前作業を行うための作業台、救急服を滅菌乾燥できるロッカー設備を設け、入口の開閉は、直接手を触れなくても容易に開放できる構造とする。
	医療用廃棄物保管庫	6 ㎡	消毒室と隣接させ、救急活動で生じた廃棄物を保管する棚を設ける。
	ボンベ庫・空気充填施設	20 ㎡	空気ボンベ及び酸素ボンベを保管する棚、空気充填を可能とするコンプレッサー設備を設ける。車庫に隣接させ、ボンベの積み下ろしを円滑に実施するため屋外に直通できる位置とする。
	油庫	10 ㎡	車両や資機材の燃料・廃油等を保管する。
	泡消火機械室	20 ㎡	駐車場用泡消火設備のポンプ等を設置する。
	職員駐輪場	80 ㎡	屋外から直接駐輪ができ、自転車兼バイク用を少なくとも30～40台分設ける。壁がない吹き抜け空間としてもよい。盗難対策のため防犯カメラを設置する。
訓練施設（1F）	80 ㎡	詳細は、後出「訓練施設」のとおり。	

## ■ 各施設必要面積（2F）

2F 1040 ㎡	エレベーターホール・ 屋内階段	100 ㎡	エレベーターホールは、事務室と隣接させ、屋内階段の位置は、速やかに1階に降りられる動線とする。
	トイレ・洗面所（男・ 女）	40 ㎡	1階と同様。
	事務室・届出窓口・待 合スペース	240 ㎡	システム収納棚を設け、O Aフロアとし、37人が執務できるフリーアドレスの執務室とする。届出窓口には、来庁者用受付カウンターを設置し、待合スペースにも椅子を設ける。事務室から車庫への動線は最短となるよう計画する。会議室との仕切りは、可動間仕切り壁とする。
	署長室・作戦室	20 ㎡	署長が勤務する部屋及び作戦室としても使用する。
	打合せ室	20 ㎡	隊員間の打合せ、面談、相談、フィードバックで使用する。
	火災原因調査室	20 ㎡	火災の原因となった収去物を洗浄する大型のシンクと火災調査の備品、収去物を保管する棚、不燃材の作業台を設ける。床及び壁は防水仕様とする。
	会議室	40 ㎡	各種会議、打合せで使用する。最大使用人数は、10人～20人。
	食堂・厨房	60 ㎡	一度に15～25人の食事ができる食事スペース、食器及び各種調理器具を収納する棚を設ける。休憩ができる8畳の畳スペースを小上がりで設け、小上がり下には、収納を設ける。厨房は、職員が最大27名分調理できる業務用ガスコンロ、業務用炊飯器、混合水栓及びシンク2台を設置する。
	書庫	50 ㎡	文書、台帳等を保管する可動式書庫を設置。また、高温多湿とならないような環境で、床は、可動式書庫の設置に耐えられる設計とする。
	仮眠室・更衣室・シャ ワー室・脱衣所・洗濯 室・トイレ・洗面所 （女性専用スペース）	120 ㎡	仮眠室は、完全個室4部屋。個室は一部屋6㎡とする。女性専用スペースは、他の施設、事務室、食堂、自動販売機との隣接は避け、通勤時に事務室を経由しなくてもよい動線とする。室内は、ロッカー2台、収納付きの木製ベッド1台、空調完備、照明はベッドサイドランプとする。更衣室は、ロッカー4台～8台、休憩できるスペースを設ける。シャワー室は、個室2台。脱衣所は、棚と洗面所を設け、空調完備とする。洗濯室は、洗濯機パン1台分と物干バー用のフックを設ける。シャワー室、脱衣所、洗濯室は隣接とする。トイレ・洗面所は、職員専用で、個室2室、仕様は1階と共通とする。
	仮眠室・更衣室（救急 隊）	90 ㎡	仮眠室は、完全個室9部屋。仕様は女性専用スペースと共通。更衣室は、ロッカー6台～12台、将来個室を増室できるスペース、休憩できるスペース及び洗面台を設ける。
	シャワー室・脱衣所・ 洗濯室・トイレ・洗面 所（男性専用スペー ス）	80 ㎡	シャワー室は、個室4台。脱衣所は、棚と洗面所を設け、空調完備とする。洗濯室は、洗濯機パン2台分と物干バー用のフックを設ける。シャワー室、脱衣所、洗濯室は隣接とする。トイレ・洗面所は、職員専用で、小便器3台、個室は2室、仕様は1階と共通とする。
	屋内階段・通路（職員 専用）	80 ㎡	屋内階段の位置は、仮眠室から速やかに車庫へ出動できる動線とする。通路の壁面には壁面収納などを適宜設け、スペースの有効活用に努める。
訓練施設（2F）	80 ㎡	詳細は、後出「訓練施設」のとおり。	

## ■ 各施設必要面積（3F）

3F 800㎡	エレベーターホール・屋内階段	50㎡	エレベーターホールは、研修室、救急隊訓練室、多目的ホールと隣接させ、屋内階段の位置は、速やかに1階に降りられる動線とする。
	トイレ・洗面所（男・女）	40㎡	1階と同様。
	研修室	40㎡	各種研修、打合せで使用する。最大使用人数は、10人～20人。
	救急隊訓練室	120㎡	詳細は、後出「訓練施設」のとおりで、市民向け救命講習の実施も可能な施設とする。多目的ホールとの仕切りは、可動間仕切り壁とする。
	多目的ホール	120㎡	各種研修、試験等で使用し、非常招集の際は、職員の待機部屋とする。高さ30cm程度の段差をつけた縁台を設ける。救急隊訓練室との仕切りは、可動間仕切り壁とし、内装は救急隊訓練室と同等とする。最大使用人数は、30人～50人。防災啓発コーナーは、座席シートを設け、地震、火災、風水害等をVRで体験できる施設とする。
	備品倉庫（救急隊訓練室用）	20㎡	救急隊訓練室の備品、消耗品等を保管する棚を設ける。
	備品倉庫（多目的ホール用）	20㎡	多目的ホールの備品、消耗品等を保管する棚を設ける。
	トイレ・洗面所（男）	20㎡	職員専用で、小便器3台、個室は2室、仕様は1階と共通とする。
	防災倉庫	20㎡	備蓄食糧、飲料等を保管する棚を設ける。
	トレーニング室	20㎡	隊員の体力向上のためにトレーニング器具を設置する。床は、器具の重量に耐えられる設計とする。
	仮眠室・更衣室（警防隊・救助隊）	220㎡	仮眠室は、完全個室21部屋。仕様は女性専用スペースと共通。更衣室は、ロッカー21台～42台、休憩できるスペースと洗面台を設ける。
	屋内階段・通路（職員専用）	30㎡	2階と同様。
	訓練施設（3F）	80㎡	詳細は、後出「訓練施設」のとおり。

## ■ その他の必要施設、設備、物品

その他	無線設備	—	消防救急デジタル無線のアンテナ及びケーブルを設置する。また、指令用スピーカーを必要数設置する。
	Wi-Fi設備	—	職員及び施設利用者がインターネットに無線で接続することができる環境を整備する。
	受水槽	—	断水時に非常用水として使用することを想定した設備とすること。配置は、浸水対策を考慮する。
	非常用発電機	—	空調機器等、停電時に使用する負荷を想定した設備を選定する。配置は、浸水対策を考慮する。太陽光発電システムと関係可能な仕様とする。
	変電設備	—	配置は、浸水対策を考慮する。
	太陽光発電システム	—	消防業務に支障がない範囲で、可能な限り設置を検討する。

その他	電光掲示板	—	効果的に広告ができる市民から見やすい庁舎壁面の位置に設置する。
	緑地	—	市川市環境保全条例に基づく必要な緑地を設置する。植栽は維持管理が容易な樹種とする。
	ごみ置き場	—	業務用のダストボックス型とし、鳥獣害の対策をとる。
	来庁者用駐車場	—	4台分設け、内1台は、車いす使用者用駐車施設を設ける。
	来庁者用駐輪場	—	自転車18台分設け、防犯対策を考慮すること。
	ホース乾燥塔	—	庁舎の壁面に設置する。水栓を近くに設けること。鳥獣害の対策をとる。
	国旗掲揚塔	—	地上に国旗、市旗、消防旗を掲げることができる塔を3塔設ける。
	防犯カメラ	—	屋内、屋外ともに防犯対策のため必要数設置する。
	街路灯（防犯灯）	—	市川市の防犯灯整備に関する技術指針に基づき必要な数を設置する。また、防犯灯で不足であれば、消防訓練用として、必要な照明設備を設ける。
	雨水貯留槽	—	市川市の雨水調整施設整備に関する技術指針に基づき必要量を設置する。
	EV自動車充電設備	—	電気自動車（公用車）を充電する充電ケーブル付の普通充電設備を1台設ける。
	泡備蓄タンク	—	京葉臨海北部地区に係る消火薬剤の共同備蓄に関する協定の泡消火薬剤を保管。
	耐震性貯水槽	—	耐震性貯水槽整備計画に基づき、100m <sup>3</sup> 級とする。立上げ管及びマンホールから取水可能とする。
	ポスト	—	消防署に配達された郵便を受け取る箱を1つ設置する。
	看板・案内標識	—	庁舎外に庁舎の看板を設置する。庁舎内の標識、看板は、誰でも簡単に理解できる、見やすく、大きい案内標識とする。
	セキュリティ機能	—	防犯に配慮したセキュリティ対策を考慮する。専有部分への出入り口は、暗証番号によるダイヤルキーとする。
	緊急車両出動表示設備	—	緊急出動時に文字や警告灯により、歩行者や道路通行車両等へ注意喚起を行う設備を設ける。
	新浜小学校グラウンドとの境界	—	防球ネット及びフェンスを設け、消防署から新浜小学校のグラウンドに出入りできる施錠可能な扉を設ける。
	防音壁	—	訓練の際に出る声・音、さらに車両点検時に発する音への対策として敷地内に防音壁を設ける。
	消防署の存在を示す案内標識	—	消防庁舎前の安全対策として、緊急車両出動時に周囲の車両や歩行者へ注意を促すため、緊急車両出動表示設備と合わせて『緊急車両注意』の案内標識を設置する。
交通事故防止対策	—	出庫時の安全確保のためカーブミラーを設置する。消防庁舎前にゼブラゾーン（駐停車禁止ゾーン）を設置する。歩道（南側道路）にガードパイプ及び反射板を設置する。	
駆けつけ通報装置	—	消防職員不在時に市民が使用する119番通報装置。屋外に設置する。	

## ■ 配備車両一覧

	車両	全長 (mm)	全幅 (mm)	全高 (mm)
1	南ポンプ 1	5,910	1,930	3,000
2	南水槽 1	7,225	2,300	3,150
3	南救助 1	7,930	2,380	3,300
4	南資材 1	6,175	1,996	3,040
5	南梯子 1	11,230	2,490	3,550
6	南化高 1	8,400	2,490	3,550
7	南原液 1	7,200	2,450	2,910
8	南救急 1	5,660	1,890	2,560
9	南救急 2	5,660	1,890	2,560
10	南指揮 1	4,730	1,690	2,450
11	南司令 1	4,210	1,690	1,770
12	南連絡 1	3,395	1,475	1,890
13	南バイク 1	2,100	805	1,160

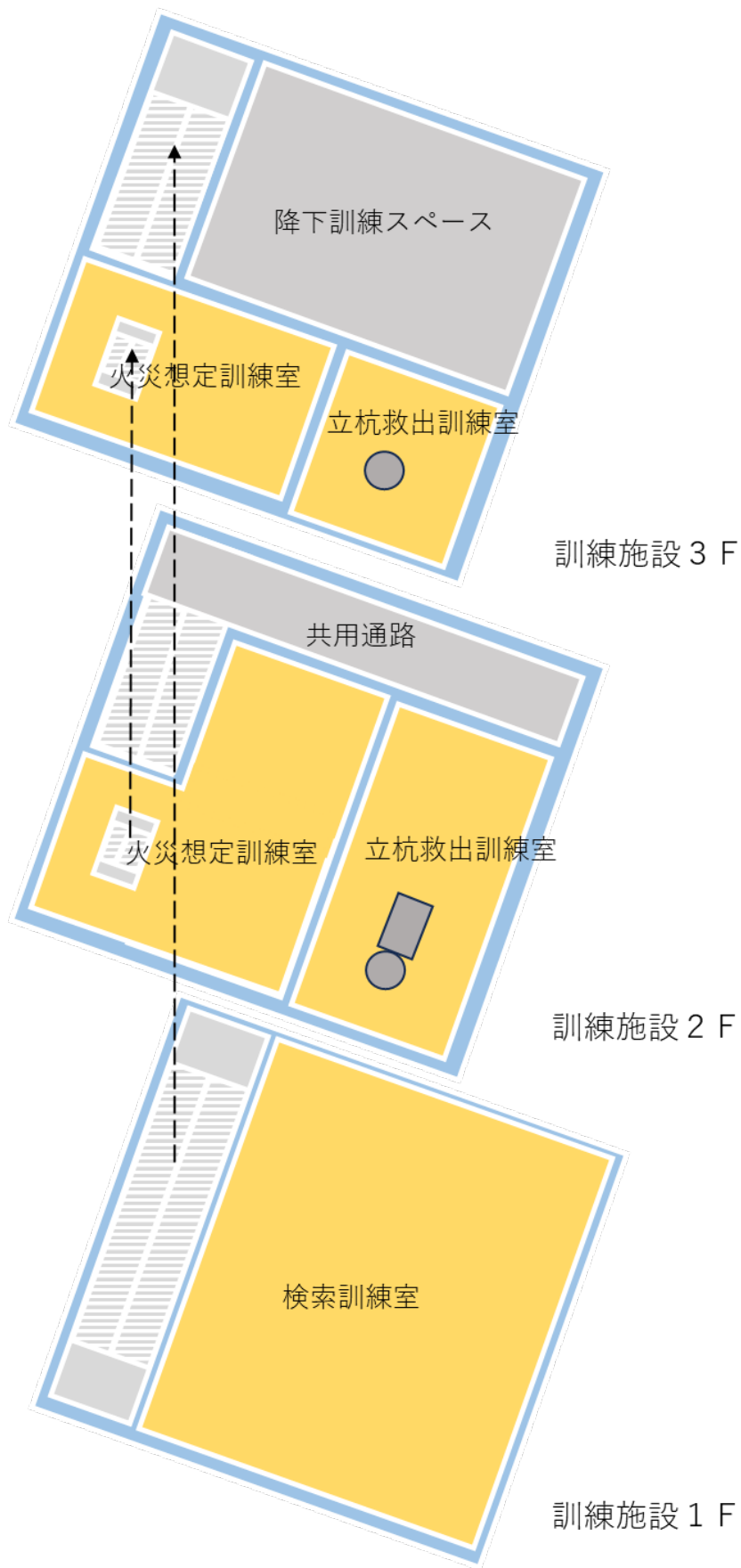
## ■ 訓練施設

複雑多様化する災害に対し、より実戦的な訓練を限られた施設の中で可能とするため、組み換え可能なパネルを使用した検索訓練や、低所や高所への進入、閉所での救出活動、耐火造での火災を想定した熱や煙を体感でき、全館放水訓練が可能な庁舎併設型の訓練施設を庁舎に隣接して設ける。

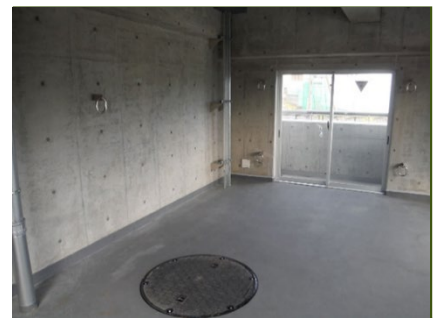
また、庁舎の3階には救急隊訓練室を設け、訓練用人形を保管する床下収納や疑似酸素投与訓練で使用するコンプレッサー等の設備を設置し、救急隊員の資質及び技術の向上を図るとともに、救命講習会等の会場としても活用する。

さらに、河川の中央、対岸や隣の建物などに進入し救出、救助訓練を行う渡過訓練スペースを設ける。本来、訓練塔を対面に設置し、ロープを展張することで可能な訓練であるが、庁舎の屋上を有効活用する。

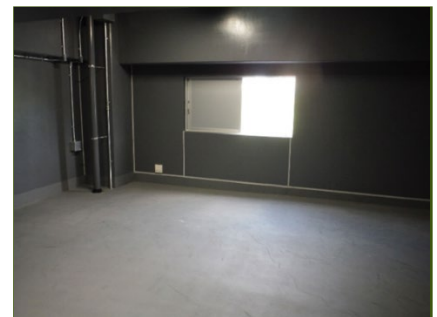




降下訓練室 (イメージ)



3階立杭救出訓練室 (イメージ)



2階火災想定訓練室 (イメージ)



検索訓練室 (イメージ)

## ■ 構造計画

新南消防署は、災害本部機能を有する必要があるため、大規模な災害が発生した直後から消防活動拠点として事業継続していくための十分な機能維持が求められる。

そのため、国土交通省による「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準」に準じ、構造体「Ⅰ類」、建築非構造部材「A類」、建築設備「甲類」に相当する耐震性能を有するべきと考える。

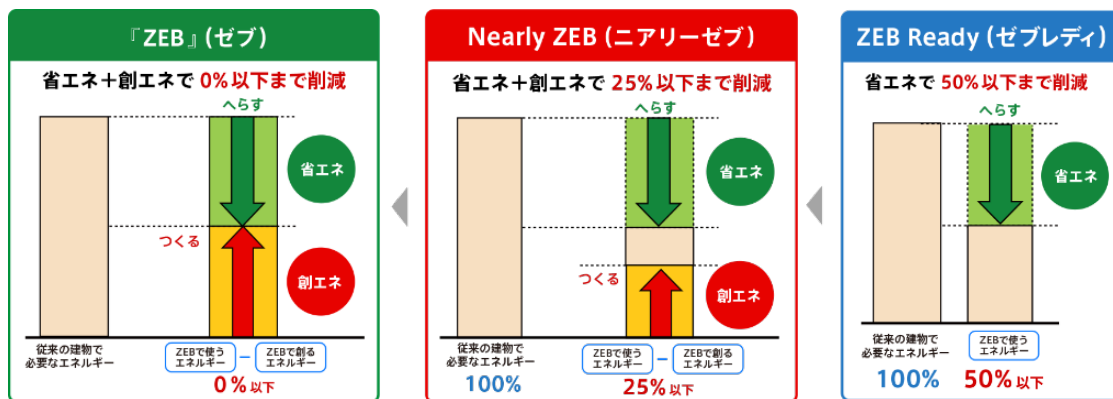
なお、構造種別（RC造、SRC造、S造等）及び構造形式（制震構造、免震構造等）については、地盤性状、建物形態、費用対効果等を踏まえ、総合的に検証していく。

部 位	分 類	耐 震 安 全 性 の 目 標
構 造 体	Ⅰ類	大地震動後、構造体の補修をすることなく建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図られるものとする。
	Ⅱ類	大地震動後、構造体の大きな補修をすることなく建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて機能確保が図られるものとする。
	Ⅲ類	大地震動により構造体の部分的な損傷は生じるが、建築物全体の耐力の低下は著しくないことを目標とし、人命の安全確保が図られるものとする。
建 築 非 構 造 部 材	A類	大地震動後、災害応急対策活動等を円滑に行ううえ、又は危険物の管理のうへで支障となる建築非構造部材の損傷、移動等が発生しないことを目標とし、人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図られるものとする。
	B類	大地震動により建築非構造部材の損傷、移動等が発生する場合でも、人命の安全確保と二次災害の防止が図られていることを目標とする。
建 築 設 備	甲類	大地震動後の人命の安全確保及び二次災害の防止が図られているとともに、大きな補修をすることなく、必要な設備機能を相当期間継続できることを目標とする。
	乙類	大地震動後の人命の安全確保及び二次災害の防止が図られていることを目標とする。

※国土交通省 HP から引用

## ■脱炭素化に向けた環境負荷低減について

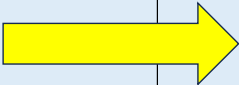

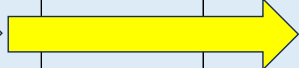
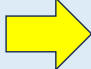
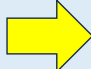
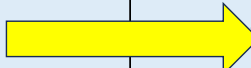

- (1) 本施設は、環境省が定義する「ZEB Ready」以上の達成を目指す施設とする。
- (2) 省エネルギーの観点から、環境への負荷が少ない設備等を導入し、脱炭素や環境保全性、経済性に配慮した熱源、エネルギー等を採用する。
- (3) 近隣住民への光害とならないよう、太陽光パネルの仕様は、低反射型とする。



## 6. 事業計画

### ■ (仮) 事業スケジュール

今後の事業スケジュールは、令和9年度中旬に設計を完了させ、令和10年度に工事着手、令和11年度中に工事完了し、供用開始を目指します。

項 目	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度
事業の検討	 基本構想・基本計画						
設計・調査		 測量委託	 基本設計・実施設計  家屋事前調査委託				 家屋事後調査委託
工 事					 新 築 工 事	 供用開始	